3　車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の２第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　車両後退表示投影装置は、自動車の後面に後方に向けて取り付けられていること。

二　車両後退表示投影装置は、後退灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。

三　車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、点滅するものでないこと。ただし、かじ取装置の操舵角、自動車の速度又は障害物との距離の減少に応じて変化することができる。

四　車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上面からの高さ１ｍの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

五　車両後退表示投影装置は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第１項に定める性能を損なわないように取り付けられなければならない。

4　次に掲げる車両後退表示投影装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える車両後退表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

（その他の灯火等の制限）

第218条　（略）

2　（略）

3　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

一　低速走行時照射灯

二・三　（略）

四　車両後退表示投影装置

五～十一　（略）

4～6　（略）

7　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～三　（略）

四　車両後退表示投影装置

五～十一　（略）

8～11　（略）

（その他の灯火等の制限）

第218条　（略）

2　（略）

3　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

一　低速走行時側方照射灯

二・三　（略）

（新設）

四～十　（略）

4～6　（略）

7　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～三　（略）

（新設）

四～十　（略）

8～11　（略）